

令和5年3月17日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準について」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

国通知の概要

「食品表示基準について」における「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」
では、食品表示基準 別表第14に掲げる特定原材料の検査方法等を定めているが、
別表第14に「くるみ」が追加されたことから、検査方法の追加等を行った。